

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

新潟市長 中原、八一

新潟市条例第 30 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 2 項中「20 人」を「15 人」に、「30 人」を「25 人」に改める。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表中「30 人」を「25 人」に、「20 人」を「15 人」に改める。

第 14 条第 1 項の表第 5 条第 1 項の項中「新潟市幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を「新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に改める。

(新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「20人」を「15人」に、「30」を「25人」に改め、同条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 当分の間、第2条の規定による改正後の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 当分の間、第3条の規定による改正後の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の新潟市家庭的

保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 当分の間、第4条の規定による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。